

第5章

推

進

体

制

第5章 推進体制

1. 市民参加、当事者参加の推進

○市民参加、当事者参加の推進

西東京市障害者基本計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これらの四者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。また、実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

2. 庁内推進体制の充実

○全庁的な施策の推進

庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

○計画推進の核となる組織体制の整備

市の全庁的な組織と、市民、事業者、関係機関、市がともにつくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

（仮称）保健福祉推進委員会（市の関連部署による組織）

保健福祉関連計画の推進及び見直しに関することを検討する組織として、保健福祉に関連する幅広い部署で構成します。関連部署間の緊密な連絡と施策・事業の調整を行い、計画を推進します。

（仮称）地域福祉普及推進会議（市民、事業者、関係機関、市がともにつくる組織）

市民、地域福祉活動をしているNPO等市民活動団体、事業者、社会福祉協議会をはじめとする関係機関、専門家、市を構成メンバーとし、地域の多様な主体がともに計画を推進する組織として設置します。そして、西東京市において地域福祉を推進するための人・組織・情報のネットワーク化を推進する組織として機能することをめざします。

【所管課：福祉関係課】

3. 財源の確保

○財源の確保

計画を適切に推進し、目標を達成できるよう、早期に計画実現のための予算計画を検討し、必要な財源の確保に努めます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

○国や東京都制度の有効活用

本計画の推進にあたっては、継続的、安定的な財源の確保が必要ですが、現在、市の財政状況はたいへん厳しいものになっており、今後は、国や東京都の補助制度を積極的に活用し、先駆的な事業に取り組んでいきます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

○コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営の推進

西東京市行財政改革大綱*に基づき、各施策・事業の推進において、コスト意識・マネジメント意識を持って行政運営に努めます。

【所管課：障害福祉課、関係各課】

4. 計画期間と計画の見直し

○当事者や関係者のニーズ把握

本計画を着実に推進していくために、日頃から当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。

【所管課：障害福祉課】

用語解説

*西東京市行財政改革大綱

行財政の運営の基本的な考え方及び実施計画をまとめたもの。

①コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営、②市民との連携による行政運営、③市民にわかりやすいサービス提供、の3つの視点のもと、70の実施項目を掲げている。